

第15回経営協議会議事録

- I 日時 平成19年1月22日(月) 15:00~17:15
- II 会場 ホテルフロラシオン青山 3階「クレールの間」
- III 出席者〔学外委員〕
秋元勇巳、石田瑞穂、鶴川昇、大竹美喜、古賀正一、小平桂一、柴崎信三、
末松安晴、西野虎之介
〔学内委員〕
岩崎洋一、工藤典雄、瀧田宏樹、泉紳一郎、腰塚武志、吉武博通、山口巖、
谷川彰英、高橋健夫、辻中豊、植松貞夫
- IV 配付資料
- | | |
|----------------------------------|--------|
| 第14回経営協議会議事録(案) | 〔資料1〕 |
| 平成19年4月1日付け副学長・理事等就任予定者と業務分担について | 〔資料2〕 |
| 平成19年度筑波大学法人予算予定額の概要(内示ベース) | 〔資料3〕 |
| 平成17事業年度における剰余金の使途の承認申請書 | 〔資料4〕 |
| 平成18年度補正予算について | 〔資料5〕 |
| 中期目標・中期計画の変更手続きについて | 〔資料6〕 |
| 平成19年度給与改定について | 〔資料7〕 |
| 新たな教員組織への移行に伴う人事制度に関する基本指針(案) | 〔資料8〕 |
| 平成19年度筑波大学附属病院再開発整備予算概要 | 〔資料9〕 |
| 「筑波大学施設管理」(平成18年度版)について | 〔資料10〕 |
| 第36回教育研究評議会議事次第 | 〔資料11〕 |
- V 議題
- 1 前回議事録の確認について
第14回経営協議会議事録(案)は、原案どおり承認された。
 - 2 平成19年度副学長・理事等就任予定者と業務分担について
岩崎学長から、資料2に基づき、4月1日就任予定の理事・副学長等の業務分担について報告があった。
 - 3 平成19年度予算概要について
泉理事から、資料3に基づき、平成19年度の本学の予算予定額の概要、国立大学法人予算の内示概要及び施設整備費関係予定事業等について説明があった。
関連して、委員から、施設整備費関係予定事業に関し、学生宿舎関連の事業の有無について質疑があり、同理事から、平成19年度予算においては、本事業費は認められなかったが、今後とも引き続き当初予算及び補正予算の機会に確保に努めるとともに、学内予算において配慮していく旨の説明があった。
 - 4 平成17年度決算における目的積立金の文部科学大臣の承認について
泉理事から、資料4に基づき、平成17事業年度における剰余金の使途について、近く文部科学大臣から承認される予定である旨の報告があった。
 - 5 平成18年度筑波大学補正予算の編成について
泉理事から、資料5に基づき、本学の平成18年度補正予算の概要及びその基本的な考え方等について説明があり、原案どおり承認された。
関連して、委員から、附属病院の収支について、増収となることは良いことだが、予

算に対して2割もの変化があるというのは予算組み立ての制度的にどうなのか、また、予算との乖離が大きい場合に、臨時に経費を措置する必要が生じることの有無について質疑があり、岩崎学長及び泉理事から、毎年学内の補正予算を組むことになるが、その機会に本学として、執行計画・実行計画を遺漏なく策定することが大切であると認識している旨説明があった。

6 中期目標・中期計画の変更手続きについて

吉武理事から、資料6に基づき、学群改組及び概算要求で研究科の改組が認められたこと、及び学校教育法の一部改正に伴う国立大学法人法施行規則等の改正により、附属学校の名称が変更されることに伴う中期目標・中期計画変更手続きの概要について説明があり、原案どおり承認された。

7 平成19年度給与改定について

腰塚理事から、資料7に基づき、4月1日付けで実施される国の給与改定状況及び財政状況等を勘案し、本学として同日付で実施する予定の給与改定の概要について説明があり、原案どおり承認された。

なお、定額化する管理職手当等の具体的な手当額については、次回の本会議で報告する旨補足説明があった。

8 新たな教員組織への移行に伴う人事制度に関する基本指針について

腰塚理事から、資料8に基づき、学校教育法の一部改正を受け、4月1日から移行する新たな教員組織の概要及び併せて導入する大学教員の職務の級の弾力化並びにテニユア・トラック制の概要について説明があり、原案どおり承認された。

各委員からの主な発言等は以下のとおり。(以下、○は委員の発言、△は本学側の回答)

○ テニユア・トラック制を導入する職について、「必要と判断した場合には、助教以外の職を対象とすることができる」とあるが、これはどういう職を想定しているのか。

△ 特別に講師の職を置く場合等を想定している。助教だけに限ると、過渡期における同制度の運用に支障をきたす恐れがある。

○ 助教と講師の英文名はどのようになるのか。また、いずれ講師の職はなくなるのか。更に、実験室のメンテナンスなどを行っている(旧)助手はどうなるのか。

△ 助教は「assistant professor」、講師は「lecturer」となると思われる。

講師の職については、特に附属病院勤務の臨床医では今後も置かれる可能性がある。

また、(旧)助手で助教にならない者は(新)助手に移すことになるが、その場合、主任助手といった系列を作る必要もあるのではないかと考えている。

9 附属病院再開発整備計画について

泉理事から、資料9に基づき、PFI実施準備経費が平成19年度運営費交付金で措置される予定となった旨報告があり、次いで、再開発計画の概要及び今後のスケジュール等について説明があった。

また、本件の進捗状況等を節目ごとに本会議に報告することとしたい旨付言があった。

各委員からの主な発言等は以下のとおり。

○ 償還期間において、収支が均衡し附属病院の剰余金がなくなる場合、どのような影響が出ると考えるか。

また、PFIにより再開発を行った場合に、附属病院における臨床的な医学教育・研究に対してどのような影響があるか。

△ 法人全体の剰余金は附属病院とそれ以外とで大体半々になっている。償還計画の推計どおり推移すれば、附属病院の剰余金を積み立てたものを将来収支がマイナスになるときに充当することで、附属病院の収支の中で償還していけると考えている。

また、今回の再開発では、臨床的な医学教育・研究をより効率的、効果的に行える病棟とすることを目指しており、医学生の利便性が大幅に向上することを期待している。

○ 国からの補助はどれくらい得られるのか。また、既存の病棟との関連はどうなるのか。更に、自然災害の場合の対応はどのようにするのか。

△ 国からの補助は、施設整備費補助金として、通常、財投資金を用いて附属病院再開発が行われる場合と同等の補助を受けることを前提としている。

既存棟については、新棟が完成した後に改修にかかるため、改修が終了するまでその部分の病床は機能しないことになるが、急性期医療を基本にした新棟での医療活動により、診療収入が大きく落ち込むことはないと考えている。

災害時の対応については、新棟は免震構造等を採用し、災害時にも診療が可能な対応を考慮するとともに、災害に伴う収入等の落ち込みについては、国の災害復旧の補助制度の適用を考えている。

○ 事業者が多岐にわたるが、工事期間中に個別の業者の事業内容に瑕疵が生じたり、事業の継続が不可能となった場合の対応はどうか。

△ 特定目的会社及び同社に対して一定以上の出資比率を持つ業者と契約を締結する中で、瑕疵が生じた場合及び事業継続不可能となった場合の補償等について措置することとしている。

10 筑波大学施設管理（平成18年度版）について

泉理事から、資料10に基づき、同冊子の概要及びポイントについて説明があった。

また、同冊子を学内で配付し、省エネルギー及び施設の効率的な運用を更に徹底していきたい旨の付言があった。

11 教育研究評議会報告

岩崎学長から、資料11に基づき、第36回及び第37回教育研究評議会の議事概要について報告があった。

以上